

令和 8 年度神岡商工会議所インスタアンバサダー募集要項

神岡商工会議所会員事業所の店舗や企業のサービス・取り組み・商品などを市民目線で発信することで、「こんなお店があったんだ」「こんな取り組みをしているんだ」そんな“神岡の魅力”を地域の方々に届けるため、神岡商工会議所では、「インスタアンバサダー」を募集します。

1. 募集対象

- ・ 以下の全てを満たす飛騨市民の方
- ・ 令和 8 年 4 月 1 日時点で満 18 歳以上の方
- ・ インスタグラムの公開アカウントを持っておりフォロワーが 100 人以上いる方
- ・ インスタアンバサダーの目的を理解し、「同意事項」に同意・遵守できる方

2. 募集人数

2 名

※応募者多数の場合は書類選考により決定します。再任は妨げません。

3. 募集期間

令和 7 年 12 月 22 日(月)～令和 8 年 2 月 6 日(金)まで

※可否については、2 月中に応募時のメールアドレス宛にお知らせします。

4. インスタアンバサダーの活動内容

- ・ 神岡商工会議所会員事業所に関する投稿を、月 2 回以上(フィードまたはリール投稿)行うこと(写真撮影や投稿に必要な取材を含みます)
- ・ 活動者本人のアカウントにて投稿すること
- ・ プロフィール欄に「神岡商工会議所インスタアンバサダー」であることを記入すること
- ・ 投稿時に、「@kamioka_cci」と該当事業所のアカウントをメンション、及び「#神岡商工会議所インスタアンバサダー」のハッシュタグを入れること
- ・ 神岡商工会議所 SNS に関するアンケート調査への回答(年 1、2 回程度)

5. 任期

令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 9 年 3 月 31 日(水)の 1 年間

6. 謝礼

20,000 円分の商品券(任期終了後にお渡しします。)

7. 応募方法

応募フォームより、必要事項をご記入いただき、ご応募ください。

<https://forms.gle/JAHZ5KpSTEtZcmaS8>



8. 同意事項

- ① インスタアンバサダーとして、アカウント名や写真を神岡商工会議所公式 SNS や会報紙等で紹介します。
- ② 応募いただいた方への各種の連絡は、お申込みいただいたメールアドレス宛にお送りします。
- ③ 神岡商工会議所との連絡には迅速に対応してください。
- ④ 他人の著作権、肖像権・プライバシーを侵害する写真、公序良俗に反する内容、自己の営利につながる内容など、市民等から指摘を受けるような投稿は禁止とします。
- ⑤ 募集要項の規定に反する行為や会員事業所及び神岡商工会議所のイメージを損なう行為は禁止とします。
- ⑥ インスタアンバサダーの投稿によって生じたいかなる不利益、損害、事故等に関しては、当所は一切の責任を負わないものとします。
- ⑦ 投稿内容を分かりやすくするための加工(写真に文字を付ける、写真の色調整等)は、インスタアンバサダー自身が行ったもののみ投稿可能とします。
- ⑧ 会員事業所へのインスタ掲載許可は、アンバサダー自身で了承をいただいてください。
- ⑨ 投稿した内容は神岡商工会議所公式 SNS に掲載、引用する場合があります。
- ⑩ 活動に必要な機器類の購入費、通信費、交通費等はインスタアンバサダーの負担とします。
- ⑪ 事業所に所属している場合は、事業所の了承を得た上で応募、活動を行ってください。
- ⑫ 上記同意事項が遵守できない場合は、インスタアンバサダーを解任することがあります。
- ⑬ 神岡商工会議所は、公式アンバサダー及び応募者の個人情報を第三者に開示・提供しません。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、第三者に開示・提供するものとします。
 - (1) 公式アンバサダー及び応募者からご同意をいただいた場合。
 - (2) 配送業者などへの、当社からの配送等の処理に必要な情報伝達の必要性が認められる場合。
 - (3) システム上の不具合が発生した場合、原因究明のためとして提供が必要と認められる場合。
 - (4) 法令に基づき司法機関、行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合。個人情報の取扱いについてはプライバシーポリシーに従うものとする。

9. お申し込み・お問い合わせ先

神岡商工会議所 広報担当:吉田
飛騨市神岡町船津 1325-3
電話 0578-82-1130